

広報かるまい

お知らせ版

その1



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

臨時・日々雇用職員を募集します

1. 募集職種等

募集職種	人員	応募資格	雇用条件等 ①賃金、②勤務条件、③雇用期間	申込締切・試験 ※試験は個人面接	担当
学校図書館 支援補助員 (臨時)	1名	パソコンの操作経験があり、普通自動車運転免許をお持ちの方	①日額5,870～6,830円 【通、健、厚、雇、労】 ②午前8時30分～午後6時35分までの間で7時間45分勤務。月曜と祝日は休日。 ③5月1日～10月31日（更新あり平成30年3月31日まで）	申込：4月23日（日） 試験：4月26日（水）	町図書館 支援協力会 ☎46-4333
火葬場業務 (日々雇用)	1名	普通自動車運転免許をお持ちの方で経験、資格等は問いません 75歳未満の方	①火葬業務1件につき10,000円（作業時間4時間） ②火葬が実施される日のみの勤務（1日最大2件、8時間勤務）土曜、日曜、祝日に出勤あり ③採用日から	申込：5月12日（金） 試験：5月18日（木）	町民生活課 ☎46-4734

※ 勤務条件等の表示の説明
通＝通勤手当の支給 健＝健康保険、厚＝厚生年金、雇＝雇用保険、労＝労災保険への加入を示しています。

2. 申込方法

- (1) ハローワーク二戸（二戸公共職業安定所）に求職者登録をし、紹介状の交付を受ける。
(2) 市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに各担当グループへ提出する。（郵送可）
※ ただし、【火葬場業務】の募集は、求職者登録せず、直接担当課へお申し込みください。

健康ふれあいセンター
営業日の変更について

軽米町健康ふれあいセンターの営業日は、4月から次のように変更になりました。変更は通所介護・訪問入浴とも共通です。

- ＜変更前＞
12月29日から1月3日までを除く月曜から金曜日
- ＜変更後＞
祝日と12月29日から1月3日までを除く月曜から金曜日

【問い合わせ・申し込み先】
健康ふれあいセンター（☎46-4111）

火葬場の一時休止について

火葬場の修繕を行うため、4月20日（木）から22日（土）まで使用を一時休止します。
修繕期間中の火葬につきましては、二戸市と九戸村の火葬場で対応いたします。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

町内視察バスツアーの参加者を募集します

町内各所をめぐる視察バスツアーを開催します。お誘い合わせのうえ、お気軽にご参加ください。

- 【視察ツアーの内容】
開催日時：5月15日（月）9：00～15：00
募集人数：先着32人
参加費用：1人1,000円
視 察 先：バイオマス発電所、世増ダムなど（予定）
申込期限：5月2日（火）まで
8：30～17：00（土・日・祝日を除く）
申込方法：電話で下記までお申し込ください。
※集合場所は役場前、小軽米出張所、晴山出張所です。

【問い合わせ先】
総務課・企画グループ
（☎46-2111）



町が問い合わせ先や申し込み先になっている記事は、町ホームページの「各課からのお知らせ」などに、より詳しく掲載していますので、そちらもご確認ください。

固定資産税は町内に土地家屋などを所有する方に課税されます

◎固定資産税とは

毎年1月1日現在で土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

◎課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する土地や家屋の所在地、面積、評価額などが記載されていますので、納税者自身で内容を確認できます。

内容が実際と違うとき（所有権移転などの登記をしたのに変更されていない、取り壊しの届け出をした家屋が記載されている、あるいは、家屋があるのに載っていないなど）は、誤りの可能性がありますので、納税通知書の最後にある「異動届」に記入して提出してください。

また、住所・氏名や納税管理人の変更などがある場合にも、必ず届け出をお願いします。

◎土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

町内に土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

【縦覧期間】 5月1日（月）まで

※土曜・日曜・祝日を除く

【縦覧時間】 8：30～17：00

【縦覧場所】 税務会計課

※印鑑と納税通知書をお持ちください。

◎新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の2分の1の額が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

◎家屋の新築や取り壊しの際はご連絡ください

家屋（住宅、物置、車庫、畜舎など）を新築したり取り壊した場合は、現況確認が必要です。必ず税務会計課までご連絡くださるようお願いします。

4月は軽自動車税の納期です

◎課税される車輛

軽自動車税は、毎年4月1日現在軽米町に「主たる定置場」がある軽自動車（原付・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車）の所有者等に課税されます。

◎登録・廃車手続きについて

軽米町ナンバーのついている車輛（原付・小型特殊自動車）は役場税務会計課で、岩手ナンバーのついている車輛（軽自動車・二輪の小型自動車）は軽自動車協会等で手続きができますので、異動があった場合はお早めに手続きをしてください。

◎軽自動車税の減免について

障害者の方が所有する軽自動車及び構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車は、申請により軽自動車税が減免になる場合があります。該当されると思われる方は、5月1日（月）までに役場税務会計課へ申請を行なってください。

【申請に必要なもの】

- ①納税通知書
- ②印鑑
- ③手帳（障害者手帳等）
- ④運転免許証

【問い合わせ先】税務会計課
(☎46-4737)

児童手当の手続きについて

3月、4月は異動の時期です。15歳未満の子どもを養育している方で下記に該当する場合、忘れずに児童手当の手続きを行いましょう。必要書類についてはそれぞれ異なりますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。

◎受給資格がなくなる方

- 軽米町から他の市町村へ引越しする方
- 4月から公務員になる方

◎受給資格を得る方

- 他の市町村から軽米町へ引越しする方
- 公務員を退職された方

※ 児童手当は申請手続きした月の翌月分からの支給となります。

※ 公務員になる方、退職された方は、軽米町への手続きのほかに、所属庁への手続きも必要となります。

【問い合わせ先】健康福祉課
福祉グループ (☎46-4736)

二戸保健所で行っている検査と事業

【検査や事業・対象者】

- 1 HIV検査、性器クラミジア検査、肝炎ウイルス検査
対象：検査を受けたい方、相談のある方
※ HIV検査は感染時期から3ヶ月以上経過している方が対象となります。
- 2 骨髄ドナー登録
対象：骨髄提供を希望される方など
※ 骨髄ドナー登録には様々な条件がありますので保健所にお問い合わせください。

【実施日】 毎月第3木曜日（ただし8月は第5木曜日）
検査料は無料（要予約）

【場 所】 二戸保健所

【お問い合わせ・予約先】
二戸保健所・保健課 (☎23-9206)

広報かるまい お知らせ版 その2



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

婦人検診・骨粗しょう症検診を受けましょう

町では、下記日程により婦人検診・骨粗しょう症検診を実施します。
ご都合に合わせて、お好きな場所で受診できます。日中・平日に都合のつかない方は、夕方検診や日曜検診をおすすめします。

会場	種別	期日	受付時間
笹渡農業構造改善センター	婦	5月11日（木）	9：00～10：00
小玉川生活改善センター			13：00～14：00
晴山公民館	婦	5月12日（金）	9：00～10：00
高家生活改善センター			13：00～14：00
健康ふれあいセンター	婦・骨	5月14日（日）	9：00～11：00
農村環境改善センター	婦・骨	5月15日（月）	13：00～15：30
			17：00～18：30
小軽米生活改善センター	婦	5月16日（火）	9：00～10：00
米田農業構造改善センター			13：00～14：00
農村環境改善センター	婦・骨	5月18日（木）	13：00～15：30
			17：00～18：30
山内地区交流センター （旧山内小）	婦	5月19日（金）	9：00～10：00
晴山農業構造改善センター			13：00～14：00
健康ふれあいセンター	婦・骨	5月21日（日）	9：00～11：00

- 検診料
- | | |
|--------------------|--------|
| 乳がん検診（40歳以上50歳未満） | 2,000円 |
| （50歳以上） | 1,500円 |
| 子宮がん検診（20歳以上） | 1,200円 |
| 骨粗しょう症検診（指定年齢になる方） | 500円 |
- ただし、次に該当する場合は無料となります。
- （1）70歳以上の方（昭和23年4月1日以前に生まれた方）
 - （2）65歳以上70歳未満の方でも、後期高齢者医療制度に該当している方
 - （3）生活保護世帯に属する方
 - （4）29年度中に21歳を迎える子宮頸がん検診の受診者と41歳を迎える乳がん検診の受診者（対象者には、別途通知します。）

★託児について
5月15日（月）と18日（木）の農村環境改善センター会場にて、お子さんの託児を行います。希望される方は、4月25日（火）までに健康福祉課までお申し込ください。

※ 骨粗しょう症検診は、5月14日（日）、15日（月）、18日（木）、21日（日）のみの実施となりますので、ご了承ください。
※ 子宮がん検診を受ける方はスカートをご準備ください。

【問い合わせ先】健康福祉課・健康づくりグループ（☎46-4111）

軽米町育英奨学生募集について

【問い合わせ先】教育委員会事務局
教育総務グループ（☎46-4743）

軽米町では、平成29年度育英奨学生を募集します。
募集期間は4月3日（月）～4月28日（金）で、必要書類などを揃えてお申し込みください。

1. 対象

優良な生徒であって、経済的理由により修学が困難と認められる方で、高等学校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学し、町内に居住する方の子弟である方
2. 募集予定人員及び貸与月額

区 分	募集人数	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校（短期大学及び各種専門学校等の修学期間1年以上の学校を含む）	10人程度	51,000円以内
高等専門学校		30,000円以内
高等学校等		15,000円以内
3. 提出書類

 - （1）育英奨学金貸与申請書
 - （2）家庭状況調書
 - （3）在学証明書または入学が確認できる書類（発行日は平成29年4月1日以降のもの）
 - （4）家族全員分の住民票の写し（本籍続柄の記載のあるもの）
 - （5）家族全員の所得証明書

※（1）（2）の用紙は、教育委員会にあります
※（4）（5）は、町民生活課窓口で取る事ができます
4. 返済について

各種学校を卒業して1年後から、最長15年以内で返済いただきます。（無利子）

補助金制度をご活用ください

補助金制度の名称	軽米町養鶏生産基盤育成 強化事業費補助金	軽米町農産物大規模生産施設 整備強化事業費補助金	薪ストーブ等利用拡大 支援事業補助金
事業の内容	軽米町に住所のある方などが、一定の条件を満たして町内に鶏舎を新築する場合、新築する鶏舎の建設費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します	軽米町に住所のある方などが、一定の条件を満たして町内に大規模な農産物生産施設を新設する場合、新築する施設に対して、予算の範囲内で補助金を交付します	軽米町に住所のある方が、本体価格2万円以上の薪ストーブまたはペレットストーブなどを購入設置する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します
補助率	費用の10分の1	費用の10分の1	費用の2分の1
補助金の限度額	1,500万円	1,500万円	10万円
補助対象期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		
補助金事業の選定等	提出された申請書（計画書）を審査し決定します		

平成29年度
緑の募金運動の実施について

町では、環境緑化・森林保全のため、緑の募金活動を行い、区長文書を通じて募金の取りまとめを依頼しています。また、小軽米・晴山各出張所、役場産業振興課（県緑化推進委員会軽米支部の事務局）で募金をお預かりしています。

皆さんから寄せられた「緑の募金」は、グリーンデーや各行政区から要望のあった苗木などの購入に使用されています。

積極的なご協力をお願いいたします。

【活動期間】

緑の募金期間 5月31日（水）まで
林業振興祭（フォリスト・パーク開催）5月5日（金）

【募金目標】

1世帯あたり 100円

平成29年度 農作業安全運動スローガン
「いつもの慣れが落とし穴 急がずあせらず 農作業安全」

4月15日～6月15日まで
春の農作業安全月間です！

春の農繁期は農業機械による作業の頻度が高まり、農作業事故が発生しやすい時期です。下記のことを心がけ、一人ひとりが注意を払い、農作業事故を防ぎましょう。

- ゆとりのある計画的な作業を心がけましょう。
- 夕暮れ時に道路を歩行または農業機械で走行する際は、身に着けるものや農業機械に夜光反射材を付けましょう。
- 家族のだれでもエンジンを停止できるよう、日ごろから機械のスイッチの位置を家族で共有しましょう。
- 一人での作業は避け、家族には作業場所と帰宅時刻を知らせましょう。
- 圃場や路肩は事前に点検し、路肩がわかるように草刈りをしたり、路面のくぼみを埋めるなどの修繕を行いましょう。
- 脚立など高所での作業をするときは、転落しないよう注意しましょう。
- 農作業に出かけるときは、携帯電話を持ち歩きましょう。

一人ひとりが注意を払い、事故防止に努めましょう。

森林の伐採、開発には手続きが必要です！

森林を伐採、開発する際には、事前の届出や許可申請など各種手続きが法律などで定められています。

森林の伐採、開発の計画がありましたら、下記のとおり役場産業振興課または県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室（☎23-9204）にご連絡、ご相談ください。

- 役場産業振興課・農林振興グループ
・保安林以外の森林での伐採

- 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室
（・保安林での立木の伐採や土地の形質の変更
・保安林以外の森林での1haを超える開発行為

アカマツを松くい虫被害から
守りましょう

松くい虫の被害拡大を防ぐには、害虫の産卵場所となる枯れたアカマツを早期に発見し、適正に処理することが予防の第一歩となります。

森林所有者の皆さまは、巡回や不要木の処分などによる森林管理を図るとともに、枯れたアカマツを見つけた場合は、所在地などの情報をご連絡くださるようお願いいたします。

【この枠内の問い合わせ先】産業振興課
農林振興グループ（☎46-4740）

いわて花巻空港
下期ダイヤ改正について

いわて花巻空港の定期便（札幌、名古屋、大阪、福岡）のダイヤが改正されました。

改正後の時刻や運行についてなど詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
○日本航空（☎0750-025-071）
○フジドリームエアラインズ
（☎0570-55-0489）

KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARU

広報かるまい お知らせ版 その3

4月のテーマ図書展 『おふろぽかぽか』

30日まで
開催中であ!!

1日の仕事を終え、あったか〜い湯船につかるのはまさに至福のひと時ですね。今月は、おふろの効果を高める方法や、おふろで起こった不思議なできごとが書かれた本などを用意しました。おふろ嫌いの子にも効果ありかも？

おはなしの会「図書館ひろば」 ～みんなあつまれ!～

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、季節の折り紙遊びなどを行います。事前の申し込みは必要ありませんので、みなさんお気軽にご参加ください。

【日時】4月15日（土）10:00～11:00

【会場】図書館となりの蔵

【対象】幼児、小学校低学年

特別展「入園・入学おめでとう」

【期間】4月11日（火）～5月12日（金）

保育園・幼稚園や学校での生活、行事などについて書かれた本を展示・貸出します。この機会にどうぞご覧ください。



【問い合わせ先】町立図書館
(☎46-4333)